

2019年12月26日

お客さま各位

北おおさか信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」
に基づく外貨普通預金規定および貸金庫規定の改正のお知らせ

当金庫は、2018年2月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に基づき、2020年2月から外貨普通預金規定および貸金庫規定を下記のとおり改正いたします。

規定の改正後は、お取引に際して、お客さまに関する情報やお取引の目的をこれまで以上に詳しく確認させていただくことがございます。

また、既にお取引をいただいているお客さまにおかれましても、各種確認のほか、資料のご提出を改めてお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

当金庫が求める確認資料のご提出や各種質問へのご回答について、適切にご対応いただけない場合や、ご提出いただいた資料に疑義が生じた場合などには、お取引をお断りさせていただくことや、お取引を制限させていただくことがございます。

なお、改正後の規定は、既にお取引をいただいているお客さまにも適用いたします。

改正後の規定をご要望の際は、当金庫窓口にお申し付けください。

記

1. 改正の対象となる主な預金規定等

- ① 外貨普通預金規定
- ② 貸金庫規定
- ③ 全自動貸金庫規定

2. 規定改正日 2020年2月3日（月）

3. 主な改正内容

「外貨普通預金規定」および「貸金庫規定」に以下の条項を新設・追加いたします。

【外貨普通預金規定】

1. (取引時確認等) <新設>

- (1) 預金口座の開設等に際しては法令で定める取引時確認を行います。この場合、確認に必要な資料の提示または提出を求めます。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している場合は、在留資格及び在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。

5. (口座への受入れ) <追加>

- (1) この預金に受入れできるものは次のとおりとします。
 - ① 現金
 - ② 当店を支払場所とする手形、小切手、配当金受取証等（以下「証券類」といいます。）のうち当店で決済を確認したもの
 - ③ 為替による振込金なお、この預金口座が長期間ご利用ない場合など、口座ご利用の状態により振込金を受入れしない場合があります。
- (2) 当店以外を支払場所とする証券類は取立のうえ、決済を確認した後受入れます。この場合、特に費用を要するときは、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (3) 手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (4) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (5) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

6. (預金の払戻し) <追加>

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。
- (2) 前項の手続きに加え、当該預金等の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

10. (届出事項の変更等) <追加>

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
また、第1条第2項で届出た、在留資格及び在留期間その他の事項に変更があった場合も当金庫所定の方法により届出てください。これらの届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (2) 預金口座の解約、または印章を失った場合の預金の払戻しは、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

12. (成年後見人等の届出) <追加>

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

15. (取引の制限等) <新設>

- (1) 当金庫は、3年以上利用のない預金口座、その他預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握する必要があると認める場合は、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等のこの外貨普通預金規定（以下「本規定」といいます。）に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 第1条第2項により、日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者が、在留資格及び在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出した場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

16. (解約等) <追加>

- (1) この預金口座を解約する場合には、当店に申出てください。
- (2) 前項の手続きに加え、当該預金等の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、ま

たは預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第14条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ 法令で定める取引時確認、または前条第1項もしくは第2項で定める当金庫からの求めによる各種確認への回答や提出された資料が偽りであることが判明した場合
 - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑥ 第1号から前号までのいずれかに該当する合理的な疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの各種確認や資料の提出の求めに応じない場合
 - ⑦ 前条第1項から第3項までに定める取引の制限が解除されないまま1年を経過した場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

- (5) この預金が、一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- (6) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

18. (規定の変更) <新設>

- (1) 当金庫は、次に掲げる場合には、本規定の変更をすることにより、変更後の本規定の条項について合意があったものとみなし、個別に預金者と合意をすることなく契約の内容を変更することができます。
 - ① 本規定の変更が、預金者の一般の利益に適合する場合
 - ② 本規定の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により本規定の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- (2) 当金庫は、前項の規定による本規定の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本規定を変更する旨及び変更後の本規定の内容並びにその効力発生時期をインターネット上の当金庫ホームページへの掲出その他の適切な方法により周知します。
- (3) 第1項の規定による本規定の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力は生じないものとします。

19. (準拠法、裁判管轄) <変更>

- (1) この預金には、上記規定のほか外国為替に関する法令が適用されます。
- (2) この預金契約の準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

【貸金庫規定】

「全自動貸金庫規定」においても、同様の改正を行います。

1. (取引時確認等) <新規>

- (1) 貸金庫の使用等においては、法令で定める取引時確認を行います。この場合、確認に必要な資料の提示または提出を求めます。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している場合は、在留資格及び在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。

7. (届出事項の変更等) <追加>

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
また、第1条第2項で届出た、在留資格及び在留期間その他の事項に変更があった場合も当金庫所定の方法により届出てください。
これらの届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
正鍵を失ったとき、もしくはき損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. (使用の制限等) <新設>

- (1) 当金庫は、貸金庫の使用者の情報および具体的な使用の内容等を適切に把握する必要があると認める場合は、提出期限を限定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貸金庫の使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、この貸金庫規定（以下「本規定」といいます。）に基づく貸金庫の使用を制限する場合があります。
- (2) 第1条第2項により、日本国籍を保有せずに本邦に居住している貸金庫の使用者が、在留資格及び在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出た場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は本規定に基づく貸金庫の使用を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する貸金庫の使用者の回答、具体的な取引の内容、貸金庫の使用者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく貸金庫の使用を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの貸金庫の使用の制限についても、貸金庫の使用者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は貸金庫の使用の制限を解除します。

13. (解約等) <追加>

(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。

(2) 前項の手続きに加え、当該貸金庫の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められます。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

(3) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ、貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

① 借主が使用料を支払わないとき

② 借主について相続の開始があったとき

③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき

⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき

⑥ 貸金庫の使用がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑦ 法令で定める取引時確認、または前条第1項もしくは第2項で定める当金庫からの求めによる各種確認への回答や提出された資料が偽りであることが判明した場合

⑧ 第1号から前号までのいずれかに該当する合理的な疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの各種確認や資料の提出の求めに応じない場合

⑨ 前条第1項から第3項までに定める取引の制限が解除されないまま1年を経過した場合

(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。

① 借主が貸金庫使用申込時にした反社会的勢力ではないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他本号AからEまでに準ずる者
- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他本号AからDまでに準ずる行為
- (5) 第1項、第3項及び第4項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (6) 第1項、第3項及び第4項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ格納品を別途管理し、もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (7) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求があり次第支払ってください。

17. (保証人) <追加>

- (1) 保証人は、この契約から生ずる第2項の債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。
- (2) 前項の保証債務の範囲は、未払いの貸金庫使用料、同遅延損害金、鍵紛失時の鍵代金及び貸金庫等設備破損時の損害金その他借主が当該貸金庫の利用に関して当金庫に与えた損害の合計額とし、保証人は、これらの合計額について責任を負うこととします。
- (3) 当金庫は、保証人からこの契約に係る前項の債務についての履行状況に関する情報の提供を求められた場合、遅滞なくこれに応じることとします。

18. (規定の変更) <新設>

(1) 当金庫は、次に掲げる場合には、本規定の変更をすることにより、変更後の本規定の条項について合意があったものとみなし、個別に貸金庫の使用者と合意をすることなく、契約の内容を変更することができます。

① 本規定の変更が、貸金庫使用者の一般の利益に適合する場合

② 本規定の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により本規定の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

(2) 当金庫は、前項の規定による本規定の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本規定を変更する旨及び変更後の本規定の内容並びにその効力発生時期をインターネット上の当金庫ホームページへの掲出その他の適切な方法により周知します。

(3) 第1項の規定による本規定の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力は生じないものとします。

19. (準拠法、裁判管轄) <新設>

この貸金庫の使用契約の準拠法は日本法とします。この貸金庫の使用に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上